

安全対策情報  
(非常事態宣言の解除)

平成 30 年 3 月 19 日  
在スリランカ日本国大使館

【本文】

1 18日、スリランカ大統領府は、6日に発出された非常事態宣言を解除する旨を発表しました。これによりスリランカ全土に発出されていた非常事態宣言は解除されました。

10日以降、キャンディ地域を含め国内で事件の発生は報告されておらず、情勢は落ち着きを取り戻しています。

しかしながら、些細な事件の発生がシンハラ・ムスリム間等のコミューナルな対立・衝突事件に発展する可能性は否定できませんので、引き続き情報の入手に努め騒擾事件等不測の事態に巻き込まれないよう十分注意してください。

2 つきましては、スリランカにお住まいの皆様並びに旅行者の皆様におかれましては、引き続き次の事項等に注意を払い、不測の事態、無用なトラブルに巻き込まれないよう心がけて下さい。

- (1) テレビ、ラジオや新聞等の報道に注意を払い、情報入手に努めるとともに、外出禁止令が発出された場合には外出を控えてください。
- (2) 政治集会やデモ等には近づかないようにしてください。
- (3) 公共の場、公園、ショッピング・モールなど不特定多数の人が集まる場所では常に周囲の状況に注意を払ってください。
- (4) 予期せず暴動・騒擾事件等に遭遇した場合には、速やかに、かつ落ち着いてその場から立ち去るようにしてください。また、路上の交通警察官の指示に従ってください。
- (5) 所属会社・団体や本邦緊急連絡先との間の緊急連絡手段を再確認してください。

3 なお、何らかの邦人被害情報等に接した場合には、当大使館に連絡してください。

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831